



30 生涯第 195 号
平成 30 年 12 月 14 日

「町民と政党のつどい」実行委員会 御中

池田町教育長 平林 康男



池田町公民館問題をめぐる合意書に係る課題の検討について（回答）

日頃は町政に対しましてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

まず、昨年 12 月 26 日に合意書を交わして以来、今まで十分な協議の機会を持てなかつたことについてお詫び申し上げます。

さて、合意書の確認以降、町では社会教育法の扱い及び地域交流センターの運営方法等について検討を深めてまいりました。

新しく建設する地域交流センターが、これまでの池田町公民館の精神と事業を受け継ぎ、「地域住民の文化・教養の向上を始めとする生涯学習の推進、住民相互の交流の促進等をめざし、地域住民すべてに開かれた施設としてその活動をいっそう発展させること」を目標とすることは言うまでもありません。

この理念を念頭に、残された課題について町で検討を深めた結果、下記のとおり一定の結論を申し上げますのでご理解いただきますようお願いします。

今後とも、町行政につきまして引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 検討にあたって

「今後の課題」とされた事項は、①社会教育法第 23 条の扱いについて、及び②地域交流センターの運営規則等についてでした。

公民館の運営をめぐっては、平成 29 年 8 月 29 日付 29 生涯第 83 号「池田町公民館使用問題に係る再質問の回答及びお詫びについて」で申し上げた「同法 23 条第 1 項第 2 号について、あらゆる政党・政治活動に対して広く公平に公民館を利用していただくことが公民館の政治的中立性を確保する」との基本的立場に変わりはありません。

社会教育法については、双方の解釈にまだ隔たりがあることは事実です。しかし、将来を見据え、地域交流センターをいかに利用者が使いやすい施設とするかに焦点を絞って検討することが、双方の求める「前進的な解決」により近づくと考えました。

また、地域交流センターの運営をめぐっては、前書きで触れた理念を前提に「利用者が安心して快適に利用することができる施設」とするよう、過去の双方の協議での到達点および合意の精神に基づいて府内及び関係機関等で検討・協議を重ねてまいりました。

2 地域交流センターの利用について

①地域交流センターの管理運営

地域交流センターが公民館機能、図書館機能、町民交流機能を併せ持った多目的施設となることから、「地域交流センター長」を置いて統括管理し運営にあたる予定です。

今後は「センター長」が中心となり、公民館事業・図書館事業の発展に尽力するとともに、地域住民の要望を施設及び運営の改善に適切に反映させるように努めてまいります。

②地域交流センターの貸し館利用にあたって

地域交流センターが、生涯学習の拠点としての役割を持つだけでなく、地域住民の親睦・交流促進の機能を果たすことへの期待が高まっていることから、この施設を地域住民が「貸し館」として利用する場合は、先に示した「理念」にもとづき、安心して快適に使えるよう、町民の皆様の政治的な活動での利用を含め、他の施設（多目的研修センター、やすらぎの郷等）と同様に対応します。

ただし、公共施設の役割に照らして、次の場合等は使用が制限されることになります。

- ①風紀又は公の秩序を乱すおそれがあるとき
- ②施設等を損傷するおそれがあるとき
- ③使用の申請に偽りがあるか又は使用の許可条件に違反したとき

3 今後検討を深めるべき課題について

地域交流センターの運営規則の策定にあたっては、住民各層の意見を広く聞くとともに近隣市町村の類似施設の状況等も踏まえ、それらを規則に反映させるよう努めます。

4 検討経過について

- ① 庁内の素案の作成・検討
- ② 池田町社会教育委員会（公民館運営審議会）で素案協議（平成 30 年 9 月 26 日）※承認
- ③ 池田町定例教育委員会で素案協議（平成 30 年 10 月 18 日）※承認
- ④ つどい実行委員会への提案（事務レベル）（平成 30 年 11 月 12 日）